

令和8年10月30日(金)

お知らせ

担当部局	美作県民局 健康福祉部 企画調整情報課
担当者	松本、片山
連絡先	0868-23-0114（直通）

岡山県美作保健所運営協議会を開催します

美作保健所では、保健所の運営について協議し、地域の保健・医療・福祉の円滑な推進と向上を図り、活力ある地域社会づくり、安心して暮らせる地域づくりに資するため、美作保健所運営協議会を開催しますので、お知らせします。

記

- 1 開催日時 令和8年11月5日（木） 13：30～15：00
- 2 開催方法 オンライン（Zoom）と会場参集の併用
- 3 場 所 津山市医師会2階会議室
（津山市椿高下114番地（津山保健センター内））
- 4 内 容 美作保健所運営の概要説明及び意見交換・質疑応答等
- 5 参加者 美作保健所運営協議会委員 20名
- 6 その他 本協議会は公開とし、傍聴席を（3席先着順）設けています。

会 議 開 催 案 内

岡山県美作保健所運営協議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴できるものとします。

岡山県美作保健所運営協議会

- 1 開催日時
令和8年11月5日（木） 13時30分～15時00分
- 2 開催方法
オンライン（Zoom）と会場参集の併用
- 3 開催場所
津山市医師会2階会議室（津山市椿高下114番地（津山保健センター内））
- 4 議題
令和8年度の美作保健所の運営について
- 5 公開または非公開の別
公開
- 6 傍聴定員
3人
- 7 傍聴手続
 - （1）傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
 - （2）受付開始時刻は当日13時からです。
 - （3）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了承願います。
- 8 会議傍聴要領
別紙のとおり
- 9 お問い合わせ先
美作保健所 企画調整情報課
TEL 0868-23-0114

傍 聴 要 領

岡山県美作保健所運営協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください
- (2) 傍聴者が、会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会場を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと。

運営協議会関係法規等

○ 保健所運営協議会条例（昭和 29 年岡山県条例第 12 号）

改正 平成 6 年 9 月 30 日 条例第 32 号

平成 9 年 3 月 25 日 条例第 12 号

保健所法施行令(昭和 23 年政令第 77 号)第 6 条第 3 項の規定に基づき、この条例を制定する。

(設置)

第 1 条 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 11 条の規定により、保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(名称)

第 2 条 協議会の名称は、これを置くそれぞれの保健所の名称を冠する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときその他委員としての適格性を欠くに至つたと認められるときは、知事は、協議会の意見を聴いて、これを解任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、これを置くそれぞれの保健所において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 12 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

○ 美作保健所運営協議会会則

(設置)

第1条 本協議会は、美作保健所運営協議会と称し、事務所を美作保健所におき、協議会の庶務は保健所職員が処理する。

(運営)

第2条 本協議会の運営は、保健所運営協議会条例に定めるもののほかはこの会則の定めるところによる。

(会議)

第3条 本協議会の会議は定例会と臨時会の二つとする。

2 定例会は、年1回開き、当該年度の事業計画及び事業遂行に必要な案件を審議し、諮問に答申する。

3 臨時会は、知事又は保健所長の要請に基づき、もしくは会長が必要と認めたときその案件を審議するため必要の都度開く。

(専門部会)

第4条 本協議会は、必要により専門部を設けることが出来る。

2 部会の構成及び運営は協議会が決定する。

第5条 部会に部会員の互選による部長を置く。

2 部会は、協議会に委嘱された事項を審議する。

3 部長は、部会を主催し、部会の議事を協議会長に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 すべて会議は、その要領並びに決定事項を議事録にとどめ、諮問事項については文書又は口頭で審議の結果を知事又は保健所長に答申するものとする。

(その他)

第7条 この会則の制定・改廃は、協議会で決定する。

附 則

1 この会則は、昭和37年3月29日から施行する。

2 平成7年2月16日改正 津山環境保健所運営協議会を津山保健所運営協議会に、名称変更等

3 平成10年2月12日改正 県条例改正に伴う一部改正（第2条「地域保健法、同施行令並びに」を削除）

4 平成15年8月7日改正 会則第3条2項の一部改正

5 平成22年2月18日改正 津山保健所運営協議会を美作保健所運営協議会に、名称変更及び会則第1条の一部改正

○ 地域保健法（昭和22年法律第101号 抜粋）

第11条 第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

岡山県美作保健所運営協議会委員名簿

任期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

令和 8 年 5 月 2 2 日現在

NO	氏 名	役 職	備考
1	和田 章	津山市副市長	
2	萩原 誠司	美作市長	
3	奥 正親	奈義町長	
4	松原 貴光	美作警察署長	
5	大谷 公彦	津山市医師会長	
6	塩路 康信	美作市医師会長	
7	皆木 克朗	津山歯科医師会長	
8	遠藤 義孝	勝英歯科医師会長	
9	松尾 匡記	岡山県薬剤師会津山支部長	
10	寺井 竜平	岡山県薬剤師会美作支部長	
11	永禮 博子	岡山県看護協会津山・勝英支部長	
12	稲葉 伸次	津山食品衛生協会会長	
13	松本 静江	美作保健所管内愛育委員連合会長	
14	花田 行玄	勝英栄養改善協議会長	
15	足立 周子	みまさか商工会女性部長	
16	松山 景子	岡山県学校保健会養護教諭部会津山市担当	
17	春名 理恵	岡山県学校保健会養護教諭部会勝田郡支部担当	
18	谷西 史郎	美作地域青少年相談員連絡会長	
19	坂手 美恵子	津山市老人クラブ連合会長	
20	吉川 季予子	津山市保育協議会代表	